

11 月 NEWS

【1】 税制情報

今回は、国税における新型コロナウイルス感染症拡大防止への対応と申告や納税などの当面の税務上の取扱いに関する FAQ から医療費控除について紹介します。

1. PCR 検査費用の医療費控除の適用について

医療費控除の対象となる医療費は、「医師等による診療や治療のために支払った費用」「治療や療養に必要な医薬品の購入費用」などとされています。

したがって、以下の場合により処理が異なります。

①医師等の診断により PCR 検査を受けた場合

新型コロナウイルス感染症にかかっている疑いがある方に対して行う PCR 検査など、医師等の判断により受けた PCR 検査の検査費用は、上記の費用に該当するため、**医療費控除の対象となります。**

ただし、医療費控除の対象となる金額は、自己負担部分に限りますので、公的負担により行われる部分の金額については、医療費控除の対象となりません。

②上記①以外の場合（自己の判断により PCR 検査を受けた場合）

単に感染していないことを明らかにする目的で受ける PCR 検査など、自己の判断により受けた PCR 検査の検査費用は、上記いずれの費用にも該当しないため、**医療費控除の対象となりません。**

ただし、PCR 検査の結果、「**陽性**」であることが判明し、引き続き治療を行った場合にはその検査は治療に先立って行われる診察と同様に考えることができますので、その場合の検査費用については、**医療費控除の対象となります。**

2. オンライン診療に係る諸費用の医療費控除の適用について

主な支出の原因となる項目の処理の方法は以下のようになります。

①オンライン診療代

オンライン診療のうち、医師等による診療や治療のために支払った費用については、**医療費控除の対象となります。**

②オンラインシステム利用料

医師等による診療や治療を受けるために支払ったオンラインシステム利用料については、オンライン治療に直接必要な費用に該当しますので、医療費控除の対象となります。

③処方された医薬品の配送料

医薬品の配送料については、治療又は療養に必要な医薬品の購入費用に該当しませんので、医療費控除の対象となりません。

【2】 11月の主な税務

11月の申告や提出の主なものは以下の通りですので、ご確認ください。

申告期限等	内容
11月10日	10月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付
11月30日	11月決算法人の確定申告
	3月、6月、9月、12月の決算法人の3月毎の期間短縮に係る確定申告
	法人・個人事業者の1月毎の期間短縮に係る確定申告
	3月決算法人の中間申告の半期分
	消費税の年税額が400万円超の3月、6月、12月決算法人・個人事業者の3月ごとの中間申告
	消費税の年税額が4,800万円超の8月、9月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告
	所得税の予定納税額の納付（第2期分）

【3】 スタッフの一言

夜寒が身に染みるところになりましたがいかがお過ごしでしょうか。季節の変わり目は体調を崩しやすい時期となっております。新型コロナウイルスに加えインフルエンザが流行する時期になってきたため、これまでよりも一層感染症の防止を心がけていきたいと思っております。

皆さまもどうぞご自愛くださいませ。

担当：馬田